

## 第4章 その他の検討課題について

学校の管理運営の在り方については、ここまで述べてきた方策以外にも、例えば以下に示すような様々なものが考えられる。これらについては、必要に応じ、今後の審議において更に具体的に検討することとしたい。

### 1 多様な主体による学校の設置について

学校は公の性質を有するものであり、その設置と運営は、国家、社会として責任をもって取り組むべき、極めて公共性の高いものであるとともに、子どもたちの就学の機会を確保するため、継続性・安定性が不可欠である。このような公共性、継続性・安定性を担保しつつ、民間の主体が参入するための制度として学校法人制度が設けられているものであり、学校の設置主体としては、国、地方公共団体及び学校法人が基本である。

一方で、株式会社やNPO法人（ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、特定非営利活動促進法に基づき法人格を付与された団体をいう。）のまま学校を設置したいという構造改革特別区域に関する提案に対応し、平成15年度から、地方公共団体が教育上又は研究上「特別なニーズ」があると認める場合には、株式会社に学校の設置が構造改革特別区域において認められることとなった。また、同様に、地方公共団体が、不登校児童生徒等を対象とした教育について「特別なニーズ」があると認める場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するものに学校の設置が認められることとなった。

なお、いずれの場合においても、学校としての公共性、継続性・安定性を確保するため、学校の経営に必要な財産を有することなどの要件や情報公開が設置者に課されており、また、特区認定を受けた地方公共団体には、学校の評価の実施や学校が破綻した場合のセーフティ・ネットの構築など必要な体制を整備することが求められている。

このことを踏まえて、平成15年10月に行われた構造改革特別区域計画の申請においては、株式会社による学校設置について、計3件の申請があり、いずれも認定されたところである。その内訳は、中学校及び高等学校の設置に係るものが1件、大学

の設置に係るものが2件，そのうち専門職大学院の設置に係るものが1件であり，それぞれの学校設置に向けた所要の進められることとなっている。

なお，このような多様な主体による学校の設置を，新しい学校の管理運営の在り方の一つとして今後全国で認めていくかどうかについては，構造改革特別区域における取組の状況を踏まえつつ，引き続き検討することが必要である。

## 2 外部資源の活用の在り方について

### (1) 外部資源の活用の意義

学校が，多様な要請に応えつつ，特色ある教育を推進していくためには，教育の様々な分野において，学校の外部にある資源の活用を積極的に進めることが有効と考えられる。特に，「総合的な学習の時間」や，外国語教育，情報教育などの分野において，専門的な知識・技能，経験等を有する社会教育関係団体やNPO，民間企業，ボランティア団体等の協力を得つつ教育活動を展開することには大きな成果が期待されている。さらには，こうした取組を通じて，学校と学校外の社会の連携・協力が強化され，開かれた学校づくりが促進されることも期待されることである。

学校の外部にある人材や資源を学校教育に積極的に活用する試みは，例えば，優れた知識・経験等を有する地域の人材に特別非常勤講師として学校教育に参画してもらう，博物館等でその資料を活用した授業を行うなど，現状でも様々な形で広く行われている。特に，高等学校については，大学・高等専門学校等における学修の成果や一定の技能審査の合格に係る学修を高等学校の単位として認定する仕組みや，定時制・通信制の課程におけるいわゆる技能連携制度など，学校の外部にある資源を活用した取組がすでに多く実施されている。

また，学校の施設等の物的管理については，PFI方式（国や地方公共団体の事業コストの削減，より質の高い公共サービスの提供を目的として，公共施設などの建設，維持管理，運営などを，民間の資金，経営能力，技術能力を活用して行う手法をいう。）等により外部の機関に行わせている例が見られる。

こうした外部資源の活用に関する仕組みのうち，例えば，高等学校における学校外の学修の成果の単位認定については，全国高等学校長協会による具体的なガイドライ

ンが示され、また、特別非常勤講師の活用については、過去3年間で約3千件ずつ増加し、平成14年度には約1万8千件に上るなど、各学校における取組が着実に進んでいるところである。これらの成果を踏まえつつ、今後、公立学校が任意にNPOや民間企業、ボランティア団体等と連携し、これら外部の教育資源を教育活動に活用する取組を更に促進していく必要がある。

このため、今回、外部資源の活用を積極的に推進する観点から、その運用に当たっての基本的な考え方を以下のとおり取りまとめ、参考に供することとした。なお、これを踏まえ、今後、各学校や教育委員会等において、地域の実態等に照らしたより詳細な検討が行われ、外部資源のより効果的な活用が図られるよう期待するものである。

## (2) 外部資源の活用についての基本的な考え方

公立学校における教育活動は、学校教育法第5条に規定される「設置者管理主義」の考え方に基づき、公務員である当該学校の校長及び教員が責任を持ってこれを担うことが必要である。

このため、外部の人材を活用するに当たっては、外部の人材は、特別非常勤講師のように教員として位置付けられる場合を除き、学校において作成した指導計画に基づき、その監督下において、指導の一部を実施することとなる。

なお、学校の管理運営の包括的な委託と同様の考え方に基づき、特定の教科・科目等の授業を指導計画の作成や評価等を含めて外部に委託すること、例えば、外国語について、教科としての教育活動を包括的に外国語学校に委託することを認めるべきとの意見もあるが、その方法については、公の意思に基づく活動としての公立学校の法的性格にかんがみ、どこまでが民間に委託することが可能な範囲として適当かなどを含め、学校の管理運営の包括的な委託に係る制度の在り方等を踏まえつつ、検討する必要があると考える。

## (3) 外部資源の一層の活用のために求められる取組

学校における外部資源の活用を進めるために、学校を設置する地方公共団体の教育委員会においては、担当部署を明確化し、学校と民間団体との間の連絡調整を行う体制を整備することや、学校教育に協力してくれる人材バンクを整備することなどが求められる。その際、社会教育関係部局や、関連する首長部局との連携を確保することも有効であろう。

また、各学校における円滑な実施に資するよう、学校における外部人材の位置付けや、経費の負担の在り方、事故の際の責任の所在などを含めた具体的なガイドラインを作成することなどが求められる。さらに、各学校における外部資源の活用の取組について継続的に情報を収集し、効果的な指導方法等に関する情報を広く発信するとともに、教員研修等に生かすなど、各学校における外部資源の活用の促進のための条件整備を行うことが期待される。

また、外部の教育資源は、各学校における教育目標や具体的な指導計画に明確に位置付けられてはじめて有効に機能するものである。各学校においては、担当窓口の明確化など外部との連携・協力に関する校内の体制を整備し、どのような教育理念に基づき外部資源を活用するのか、また、教員と外部の人材との役割分担をどのように図るか等について教職員間で十分に共通理解を深めた上で実践に取り組む必要がある。実践の状況については、不断に点検・評価を行い、改善を図るとともに、各学校間での情報の共有やそれぞれの学校における実践の成果の普及に努めることが求められる。

併せて、外部資源の一層の活用を促進するため、国においても、教育関係団体等の協力も得つつ、先進的な取組に関する情報の収集・発信等に更に積極的に取り組むことが期待される。